

公職選挙法施行令の一部を改正する政令の概要

公職選挙法の一部を改正する法律（令和4年法律第89号）の施行に伴い、後援団体等の政治活動に関する立札及び看板の類の総数に係る規定の整備並びに選挙事務所の数及び選挙運動に関する支出金額の制限額の特例の対象となる選挙区の改定を行うほか、期日前投票及び不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書に係る申立ての内容を改める。

1 改正概要

（1）期日前投票及び不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書に係る申立ての内容の見直し関係

期日前投票及び不在者投票の事由に該当する旨の宣誓について、期日前投票又は不在者投票の事由のいずれかに該当すると見込まれる旨の宣誓で足りることとし、該当する事由の特定を不要とする。

（2）衆議院比例代表選挙の候補者等に係る政治活動用立札・看板の総数に係る規定の整備関係

衆議院比例代表選出議員の選挙に係る候補者又は後援団体が掲示することができる政治活動用立札・看板の類の総数については、ブロック内の衆議院小選挙区選挙の選挙区数に応じて定められており、その選挙区数の最小を11と規定しているところ、四国ブロック内における選挙区数が10となるため、これを10に改める。

（3）選挙事務所の数及び選挙運動に関する支出金額の制限額の特例の対象となる選挙区の改定関係

衆議院小選挙区選出議員の選挙区の区割り改定に伴い、選挙事務所の数及び選挙運動に関する支出金額の制限額の特例の対象となる選挙区を改める。

2 今後の予定

令和4年12月23日 公布

令和4年12月28日 施行（（2）及び（3）に係る部分に限る。改正法の施行日と同じ日）

令和5年3月1日 施行（（1）に係る部分に限る。）